

00062

鳥取縣公報

訓　令

◇鳥取縣訓令甲第十五號

總務部長

農地部長

昭和二十一年十月鳥取縣訓令甲第三十六號鳥取縣旅費支

給規則の一部を次のように改正する。

昭和二十一年七月一日

鳥取縣知事　西尾愛治

第十條第一項中「緊急開拓事業幹線道路建設事務所」の

次に「縣營地區開墾事務所」を加える。

第四號表中「緊急開拓事業幹線道路建設事務所」の次に
「縣營地區開墾事務所」を加える。

この規定は昭和二十一年三月一日からこれを適用する。

附　則

昭和二十一年七月一日

本音ノ大キナ人國足規格54号
港灣修築事務所長

◇鳥取縣訓令甲第十六號

港灣修築事務所長

鳥取縣港灣修築事務所事務規程を次のように定める。

昭和二十一年七月一日

鳥取縣知事　西尾愛治

第一條　港灣修築事務所に左の職員を置く。

所長　若干名
副所長

第二條　所長は知事の命を受け、所務を掌理し、所員を指揮監督する。

所員は所長の指揮を受け事務に從事する。

第三條　所長は所員の事務分擔を定めて知事に報告しなければならない。これを變更したときも同様である。

第四條 所長は工事監督上必要があると認める場合には、
知事の承認を受けて臨時派出所を設けることができる。

第五條 所長又は所員の普通旅費の支給を受けて出張を
要するときは、特に命令のある場合の外知事の承認を
受けなければならぬ。

第六條 この規程に定めたものゝ外は、大正十五年六月
訓令乙第百十七號鳥取縣河川改良事務所事務規程を準
用する。

附 則

この規程は昭和二十二年月日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第二百七十三號

岩美地方事務所管内において、縣稅検査章並びに縣稅滯
納者財產差押證票を次のように交付した。

昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百七十五號

助產婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

舊本籍地	東伯郡旭村大字牧四一六
新本籍地	西伯郡境町朝日町一一〇
前住所及開業地	東伯郡旭村大字牧四一六
現住所及開業地	倉吉町大字米田二〇八

現住所及開業地 同

00064

00063

區 分	番	交付年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢查章	七	昭和二十二年六月二十五日交付	瑞美地務所	務吏員	西川定吉

◇鳥取縣告示第二百七十四號

昭和二十二年一月鳥取縣告示第五十八號中「食糧檢查所」
は昭和二十二年五月三日これを削除した。

昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年三月二十九日婚姻に依り前姓「宮本」
を「直木」に並本籍、現住所、開業地變更に依り
助產婦名簿訂正願出たので昭和二十二年六月二十
五日訂正す

直 木 爰 子

昭和二十二年七月一日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 大阪市西區九條南通り一丁目七四五

開業地 日野郡大字一部六〇四

昭和二十二年六月七日山口縣へ轉住したので、昭

和二十二年六月二十五日助產婦名簿より取消す

澤 美智子

太正七年一月三日生

本籍地 日野郡溝口町大字大倉一、二三〇

開業地 同

昭和二十二年六月十日東京都へ轉住したので、昭

和二十二年六月二十五日助產婦名簿より取消す

宗 子

大正三年十二月二十日生

◇鳥取縣告示第二百七十七號

明產婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百七十六號

助產婦名簿より次の者を取消した。

吉岡 光 枝

大正四年九月十一日生

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00065

本籍地 岩美郡大岩村大字岩本三三六の一

現住所及開業地 同

昭和二十二年六月二十五日第一、一八一號

中

村 みさ子

大正十二年十一月六日生

鳥取縣知事 西 尾 梅 治

本籍地 氣高郡小鶴河村大字小別所八七

現住所及開業地 東伯郡由良町大字由良宿五五六の五

昭和二十二年六月二十五日第一、一八二號

木 村 政 江

大正十二年十月十七日生

本籍地 東伯郡上中山村大字東積三五六

現住所及開業地 同

昭和二十二年六月二十五日第一、一八三號

門 田 艷 子

大正六年十一月二十四日生

◆鳥取縣告示第二百七十八號

鳥取縣國民健康保險委員會規程を次の通り定める。

昭和二十二年七月一日

◆鳥取縣告示第二百七十九號

青果物等統制令第八條の規定により青果物加工品の荷受機關を次のよう指定する。

昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

荷受機關 鳥取縣瀬物商工業協同組合

◆鳥取縣告示第二百八十號

昭和二十二年七月一日

次の告示はこれを廃止する。

大正十年七月 鳥取縣告示 第百四十八號

鳥取縣瀬物商工業協同組合

年 月 番 號 件 名

大正八年六月 同第三百四十六號

林產物検査員服制

同十四年十月 同第六百八十六號

用材生產統制規則ニヨリ知事ノ許可ヲ受クル

本規程は公布の日からこれを施行する。

◆鳥取縣告示第二百七十九號

青果物等統制令第八條の規定により青果物加工品の荷受機關を次のよう指定する。

昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

荷受機關 鳥取縣瀬物商工業協同組合

◆鳥取縣告示第二百八十號

昭和二十二年七月一日

次の告示はこれを廃止する。

大正十年七月 鳥取縣告示 第百四十八號

鳥取縣瀬物商工業協同組合

年 月 番 號 件 名

大正八年六月 同第三百四十六號

林產物検査員服制

同十四年十月 同第六百八十六號

用材生產統制規則ニヨリ知事ノ許可ヲ受クル

第一條 國民健康保険制度の圓満なる運営を期するため、

鳥取縣廳に鳥取縣國民健康保険委員會（以下委員會と、いう）をおく。

第二條 委員會は知事の諮問により左の事項を審議する。

一、國民健康保険組合（以下組合といふ）の設立、解散及び分合に關する事項。

二、組合の事業を行う法人の許可またはその取消に關する事項。

三、國民健康保険法第十三條第一項及び同第五十四條の二の指定に關する事項。

四、醫療給付の充實改善に關する事項。

五、その他指導監督上重要な事項。

第二條 委員會は知事を以てこれに充てる。

委員及び臨時委員は組合代行法人及び組合連合會その他の關係團體の代表者並びに被保險者の利益を代表する者、若は學識經驗のある者の中から知事が任命また

第一條 委員會は會務を總理する。

委員長が事故あるときは委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第五條 委員會に幹事若干名をおく。

幹事は官公吏及び關係團體職員中から知事が任命または委嘱する。

幹事は委員長の指揮を受けて庶務を整理する。

第六條 委員會に書記若干名をおく。

書記は官公吏及び關係團體職員中から委員會が任命または委嘱する。

書記は上司の指揮を受けて庶務に從事する。

第七條 委員會の審議が特定の組合に關するときは、そ

の組合の理事者は委員會に出席して意見を述べること

ができる。

第八條 委員會は地域別に支部をおくことができる。

文部に關する規定は別にこれを定める。

附 則

同十五年八月 同第六百二十二號 用材生產統制規則ニヨル
用材押捺證印様式
同十六年六月 同第五百十二號 瓦斯用木炭統制規則ニヨル
用材押捺證印樣式

同十六年六月 同第五百三十號 あべまき樹皮検査規則ニヨル
第十九條ニ依リ知事ノ承認又ハ許可ヲ受ケル場合又ハ居出ヲ要スル場合ノ提出書類ノ様式

同十六年六月 同第五百三十號 あべまき樹皮検査規則ニヨル
第十九條ニ依リ知事ノ承認又ハ許可ヲ受ケル場合又ハ居出ヲ要スル場合ノ提出書類ノ様式

昭和二十二年七月一日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣木炭検査規則第九條 木炭荷票雜形

第十五條による検査吏員章を次のようすに定め、昭和十四年十月鳥取縣告示第六百七十九號はこれを廢止する。

同十七年九月 同第六百十一號 あべまき樹皮検査規則ニヨル
第十九條ニ依リ知事ノ承認又ハ許可ヲ受ケル場合又ハ居出ヲ要スル場合ノ提出書類ノ様式

同十七年九月 同第六百十一號 あべまき樹皮検査規則ニヨル
第十九條ニ依リ知事ノ承認又ハ許可ヲ受ケル場合又ハ居出ヲ要スル場合ノ提出書類ノ様式

同十八年八月 同第四百四十三號 あべまき樹皮検査規則ニヨル
第十九條ニ依リ知事ノ承認又ハ許可ヲ受ケル場合又ハ居出ヲ要スル場合ノ提出書類ノ様式

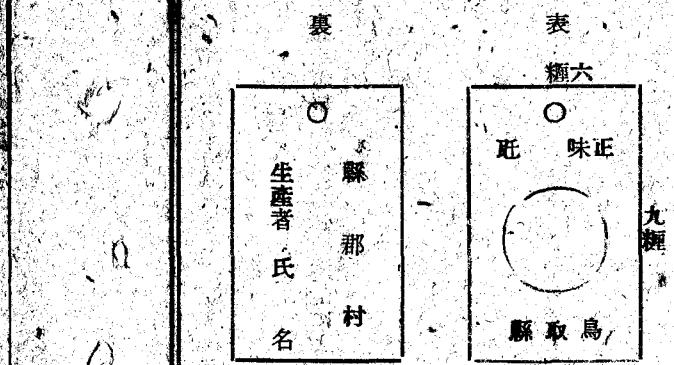
同二十年六月 同第二百三十一號 あべまき樹皮検査規則ニヨル
第十九條ニ依リ知事ノ承認又ハ許可ヲ受ケル場合又ハ居出ヲ要スル場合ノ提出書類ノ様式

同二十一年二月 同第五十九號 あべまき樹皮検査規則ニヨル
第十九條ニ依リ知事ノ承認又ハ許可ヲ受ケル場合又ハ居出ヲ要スル場合ノ提出書類ノ様式

同二十一年二月 同第五十九號 あべまき樹皮検査規則ニヨル
第十九條ニ依リ知事ノ承認又ハ許可ヲ受ケル場合又ハ居出ヲ要スル場合ノ提出書類ノ様式

同二十一年二月 同第五十九號 あべまき樹皮検査規則ニヨル
第十九條ニ依リ知事ノ承認又ハ許可ヲ受ケル場合又ハ居出ヲ要スル場合ノ提出書類ノ様式

同二十一年二月 同第五十九號 あべまき樹皮検査規則ニヨル
第十九條ニ依リ知事ノ承認又ハ許可ヲ受ケル場合又ハ居出ヲ要スル場合ノ提出書類ノ様式



00068

鳥取縣木炭検査規則第十條 檢印雑形



徑四、七厘

證印雑形

徑一、五厘

(素材)

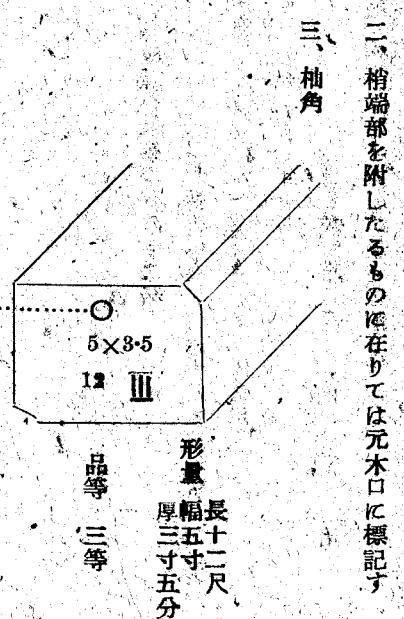
木材検査規則第九條

用材標記様式

一、丸太

品等 一等 形量 長十二尺 徑七寸五分

品等 一等 形量 長十二尺 徑七寸五分



二、梢端部を附したるものに在りては元木口に標記す

三、袖角

三、袖角

検査證印押捺箇所

一、一枚

類

末木口

(製材)

一、一枚

類

検査證印押捺箇所

一、一枚

類

検査證印押捺箇所

00000

00069

(鳥) ○ 杉平割一等 幅一八部 厚一七分 長十二尺 四本入 何々製材所

検査證印押捺箇所

二、挽角

(鳥) ○ 松正角 二等 四寸長十五尺 何々製材所
検査證印押捺箇所

木材検査規則第七條 證印雑形



二寸 径



五寸一徑

木材検査規則第十五條 検査吏員證雑形

◇鳥取縣告示第二百八十二號
昭和七年九月鳥取縣告示第三百六十八號鳥取縣港湾改良事務所設置規程の一部を次のように改正する。
昭和二十二年七月一日

裏 昭和年月日交付

表寸	第三號	職氏名
	鳥取縣	林產物檢査員之證(木炭)

00070

83000

第二條に次の通り加える。

名稱	位置	管轄區域
鳥取縣大路川 改良事務所	鳥取市 大覺寺 影村	鳥取市 岩美郡米里村、津ノ井村、面影村

定める。

名稱	位置	管轄區域
鳥取縣東部 港灣修築事務所	岩美郡 網代村	網代港、田後港及び岩美郡一圓

◇鳥取縣告示第二百八十三號

鳥取縣港灣修築事務所設置規程を次のように定める。

昭和二十一年七月一日

可 した。

昭和二十一年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

青果物小賣業者

番號	氏名	住所	取扱品種類
四六九	松村 寿勝	鳥取市元魚町三丁目	蔬菜、果實

番號	氏名	住所	取扱品種類
四七〇	久本 一正	賀露町	同

番號	氏名	住所	取扱品種類
四七一	加藤方電子	倉吉町鶴治町一丁目	同

番號	氏名	住所	取扱品種類
四七二	村上 哲枝	同	同

- 第一條 次に掲げる港灣修築の事務を掌理せしめるために、鳥取縣港灣修築事務所を置く。
- 一、調査及設計に關する事項
- 二、工事監督に關する事項
- 三、工事用器具機械及び材料の購入に關する事項
- 四、用地買収及び補償に關する事項
- 五、工事用人夫の傭入に關する事項
- 六、前各號の外特に命ぜられた事項

第二條 事務所の名稱、位置及び管轄區域は次のように

00071

行旅死亡人周知方について

(心當の向は直接取扱者宛照會せられたい)

其の一

取扱者 奈良縣奈良市長

一、本籍、住所、身分、職業、氏名 不詳

推定年齢 四十五、六才位の女

二、人相

身丈五尺位、額面長、色白、其の他普通、額に薄きそ
ばかすあり

三、着衣等に携行品

茶色の細絹様の筒袖 上衣に同じ「モンペ」を着す
下に浴衣を用う

現金五拾圓所持

右昭和二十二年六月七日午前五時牛頓市内猿澤池南東に
當る柳の木にあひて絶死す、同日午前十時頃奈良市管墓
地に假埋葬した。

00072

00072

其の三

取扱者 高知縣香美郡山田町長

一、本籍 高知縣長岡郡長岡村陣山

二、氏名 北山岩吉 七十一才

三、人相

身長五尺一寸位、面長、瘦形、頭髮丸刈にして白髪交り

四、携帶品

風呂敷、アルミ辨當箱、ゴム草履、帽子、財布(五拾
五圓在中)

五、死亡年月日

昭和二十二年六月十六日午前三時五十分

六、死亡場所

香美郡山田町字賀病院

七、死亡種類

傷害のため

八、假埋葬場所

高知縣香美郡山田町共同墓地

案

報

其の二

取扱者 富山縣西砂波郡福岡町長

一、本籍、住所、氏名 不詳

推定年齢 五十才位の男

二、人相

身長五尺三寸位、面長、赤い顔、中肉、頭髮一部刈り、
其の他特徴なし

三、着衣

國防色軍服衣袴(新品)薄茶色下駄
白襪三尺(新品)薄茶色下駄

四、死亡の種別

鐵道自殺

五、遺留品

白ヘンカチ、成田不動様(木守り)
浦田小作と記名せる預金臺帳

六、死亡年月日及場所

昭和二十二年六月十三日北陸線福岡町地内太瀬鐵道路
切より西方約百米の線路上に於て。

其の四

取扱者 徳島縣勝浦郡小松島町長

一、本籍、住所、氏名 不詳

年齢 四十五才位

二、人相

身長五尺三寸位、体格中肉、頭髮丸刈、顏色少し黒、
入歯なし、唇並、眉並、耳並

三、着衣

赤メリヤスシャツ、木綿茶色縞着物、軍隊バンド

四、遺留品

木綿縞布團一枚、布團しん綿一枚、錠一丁、ハンザウ
一個、煙草入一個、アルミ辨當箱一個、白米一升右昭和二十二年三月七日勝浦郡小松島町大字江田勝浦川
新橋北詰橋下において死亡し假埋葬した。

其の五

取扱者 茨城縣猿島郡七重村長

一、本籍、住所、氏名 不詳

推定年齢 五十七才男

00073

二、人相特徵

身長五尺一寸位、瘦形、頭髮大部分はげ黒髮少々、面長

三、着衣及び場所

カーキ色上下ボロ軍服、物入所持金貳拾圓五拾錢

四、死亡年月日

昭和二十二年五月二十日頃

五、發見の日時場所

昭和二十二年五月二十二日

茨城縣猿島郡七重村大字上本島香取大神屋内

00073

昭和二十二年七月一日印刷

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)

行

鳥取縣農業試驗場

新規